

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説の一部改正の新旧対照表

○放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和７年個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン<br>（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和７年<br>個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説<br>令和４年４月（令和７年１０月更新）<br>個人情報保護委員会<br>総務省<br>目次<br><br>[略]<br>【凡例】 [略]<br>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す<br>法令等の内容は、令和７年１０月１日時点とする。<br>1 [略]<br>2 定義<br>2-1 受信者情報取扱事業者等（第３条関係）<br>第３条 | 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン<br>（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第１号（最終改正令和６年<br>個人情報保護委員会・総務省告示第１号））の解説<br>令和４年４月（令和７年６月更新）<br>個人情報保護委員会<br>総務省<br>目次<br><br>[同左]<br>【凡例】 [同左]<br>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す<br>法令等の内容は、令和７年６月１日時点とする。<br>1 [同左]<br>2 定義<br>2-1 受信者情報取扱事業者等（第３条関係）<br>第３条 |

本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第 2 条及び法第 16 条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 放送 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 1 号に規定する放送をいう。

二 放送受信者等 次に掲げる者をいう。

イ 放送の受信に関する契約を締結する者

ロ 放送番組（放送法第 2 条第 28 号に規定する放送番組をいう。以下同じ。）を視聴する者

ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第 64 条第 4 項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

三 受信者情報取扱事業者 次に掲げる者をいう。

イ 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者

ロ 放送受信者等の個人関連情報データベース等を事業の用に供している個人関連情報取扱事業者

ハ 放送受信者等の仮名加工情報データベース等を事業の用に供している仮名加工情報取扱事業者

ニ 放送受信者等の匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者

本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第 2 条及び法第 16 条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 放送 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 1 号に規定する放送をいう。

二 放送受信者等 次に掲げる者をいう。

イ 放送の受信に関する契約を締結する者

ロ 放送番組（放送法第 2 条第 28 号に規定する放送番組をいう。以下同じ。）を視聴する者

ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第 64 条第 2 項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

三 受信者情報取扱事業者 次に掲げる者をいう。

イ 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者

ロ 放送受信者等の個人関連情報データベース等を事業の用に供している個人関連情報取扱事業者

ハ 放送受信者等の仮名加工情報データベース等を事業の用に供している仮名加工情報取扱事業者

ニ 放送受信者等の匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者

四 視聴者個人情報 視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人情報であるものをいう。

五 視聴者特定視聴履歴 視聴者個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかなものを除く。

[略]

(1) [略]

(2) 放送受信者等

「放送受信者等」とは、次の5種類のいずれかに属する者をいう。

①～③ [略]

④ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第 64 条第 4 項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

例えば、NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払が求められる代金のような、放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して金銭の支払を求められ、その支払を行う者がこの類型に属することになる。

⑤ [略]

(3)・(4) [略]

2-2～2-20 [略]

3 受信者情報取扱事業者の義務

3-1～3-5 [略]

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第 16 条関係）

四 視聴者個人情報 視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人情報であるものをいう。

五 視聴者特定視聴履歴 視聴者個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかなものを除く。

[同左]

(1) [同左]

(2) 放送受信者等

「放送受信者等」とは、次の5種類のいずれかに属する者をいう。

①～③ [同左]

④ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第 64 条第 2 項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

例えば、NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払が求められる代金のような、放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して金銭の支払を求められ、その支払を行う者がこの類型に属することになる。

⑤ [同左]

(3)・(4) [同左]

2-2～2-20 [同左]

3 受信者情報取扱事業者の義務

3-1～3-5 [同左]

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第 16 条関係）

3-6-1・3-6-2 [略]

3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項、第4項関係）

3-6-3-1 報告対象となる事態

第16条（第1項）

- 1 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項から第4項までに定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該受信者情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第5項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。
  - 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この項及び次項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該受信者情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該受信者情報取扱事業

3-6-1・3-6-2 [同左]

3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項、第4項関係）

3-6-3-1 報告対象となる事態

第16条（第1項）

- 1 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項から第4項までに定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該受信者情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第5項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。
  - 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この項及び次項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該受信者情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該受信者情報取扱事業

者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

#### 第 16 条 (第 4 項)

4 第 1 項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）

二 法第 150 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

[略]

(参考)

者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

#### 第 16 条 (第 4 項)

4 第 1 項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法）

二 法第 150 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

[同左]

(参考)

#### 法第 26 条（第 1 項）

- 1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

#### 規則第 7 条

法第 26 条第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が

#### 法第 26 条（第 1 項）

- 1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

#### 規則第 7 条

法第 26 条第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が



取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

#### 規則第8条（第3項）

3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）

二 法第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

#### 法第150条（第1項）

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を

取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

#### 規則第8条（第3項）

3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）

二 法第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

#### 法第150条（第1項）

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第 148 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第 26 条第 1 項、第 146 条第 1 項、第 162 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 163 条並びに第 164 条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。</p> | <p>報取扱事業者等に対し、第 148 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第 26 条第 1 項、第 146 条第 1 項、第 162 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 163 条並びに第 164 条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。</p> |
| <p>3-6-3-2～3-6-3-5    [略]</p> <p>3-6-4                [略]</p> <p>3-7～3-12          [略]</p> <p>4～10                [略]</p> <p>【付録】            [略]</p>                                                                                                                                                     | <p>3-6-3-2～3-6-3-5    [同左]</p> <p>3-6-4                [同左]</p> <p>3-7～3-12          [同左]</p> <p>4～10                [同左]</p> <p>【付録】            [同左]</p>                                                                                                                  |
| 備考 表中の [ ] の記載は注記である。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                            |